

「開発計画と都市計画提案内容について」

変更内容

頁	変更前	変更後
13 39	②開発行為によって生ずることとなる法面は、種子吹付などの緑化修景に努める。	②開発行為によって生ずることとなる法面は、緑化修景に努める。
13 39	—	⑫大阪中央環状線の混雑緩和のため、搬出入車両、通勤車両はできる限り大阪中央環状線でUターンさせず、迂回するルートを進出企業に申し伝える。
13 39	—	⑬開発後の交通対策について、実態を踏まえて進出企業や関係機関等との協議・検討を行う。
27	・地元と進出企業とで緑地の管理協定を締結し、緑地の適切な維持管理を図る。	・地元要望を踏まえ、緑地の適正な維持管理を図るため市と協議を行う。
32	—	緑地等面積表の「その他緑地」の着色を図面の着色に合わせた
35	〈搬入車両〉の表下 ※・・・ピーク時間（17時台）の発生集中数を173台と設定した。 ※・・・ピーク時間（8時台）の発生集中数を157台と設定した。	〈搬入車両〉の表下 ※・・・ピーク時間（17時台）の発生集中数を157台と設定した。 ※・・・ピーク時間（8時台）の発生集中数を173台と設定した。
40	⑥地元と進出企業とで緑地の管理協定を締結し、緑地の適切な維持管理を図る。	⑥地元要望を踏まえ、緑地の適正な維持管理を図るため市と協議を行う。